

第2次春日井市障がい者総合福祉計画



平成24年3月
春日井市



は じ め に

春日井市では、平成9年度から障がい者計画を策定し、障がい者福祉に関する施策を体系的に推進するとともに、平成18年度からは、障害者自立支援法の施行に伴い、障がい福祉計画も策定し、障がい福祉サービス提供体制の確保に努めてまいりました。

平成21年度からは、これらの計画を整合と調和の保たれたものとするために、「障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり」を基本理念とする春日井市障がい者総合福祉計画を策定し、障がい者福祉に関する施策を推進しています。

国においては、平成23年度に障害者基本法を改正し、「共生社会の実現」を目的とするとともに、これを実現するための国及び地方公共団体の責務などを新たに明記しました。また、障害者自立支援法を改正し、平成24年度からは障がいのある人に対するサービス体系の整備を行うなど、障がいのある人への支援制度も見直しを図っております。また、障害者総合支援法の策定に向けた準備も進めており、平成25年度中には新たな法体系を整備する予定です。

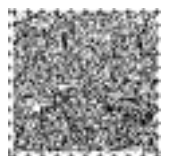
今回の第2次春日井市障がい者総合福祉計画は、平成21年度に策定した春日井市障がい者総合福祉計画の理念を継承し、今後3年間の障がい福祉サービスの見込み量や、その提供体制の確保について定めるとともに、障がいのある人の多様なニーズに corres 応するため、障がい者福祉に関する施策を体系的に決めました。

今後は、この計画の基本理念である「障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり」の実現に向けて、市民、NPO法人、事業者などの皆様と連携を図りながら、保健、医療、保育、福祉、教育などの様々な分野において、諸施策を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にご尽力いただきました春日井市障がい者施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメントなどにより、貴重なご意見をいただきました市民の皆様及び関係各位に心から感謝申し上げます。

平成24年3月

春日井市長 伊 藤 太

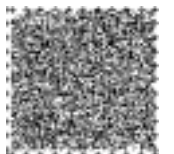


1	計画策定にあたって	
	計画策定の背景と趣旨	2
	計画の性格	3
	計画の対象	4
	計画の期間	4
2	障がいのある人の現状と推計 サービスの実績と評価	
	本市の人口の推移と推計	6
	障がいのある人の数の推移と推計	7
	障がい福祉サービス・相談支援の実績と評価	12
	地域生活支援事業の実績と評価	16
3	計画の基本的な考え方	
	基本理念	20
	基本的視点	21
	基本的施策と重点課題	22
	施策の体系	24
4	施策の推進	
	啓発・交流	28
	保健・医療	30
	保育・教育	32
	雇用・就労	34
	生活支援	36
	生活環境	44
	スポーツ・文化・レクリエーション活動	46
	情報・コミュニケーション	48
5	計画の推進	51





計画策定にあたって





計画策定の背景と趣旨

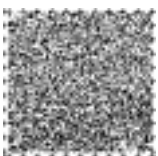
本市の障がい者福祉施策は、平成9年度に策定された「春日井市障害者計画」により体系的に展開されるようになりました。その後、今日に至るまで、障がいのある人を取り巻く社会的環境の変化に対応し、計画の改定等を随時行い、継続的に障がい者福祉に関する施策を実施してきました。

現在、我が国は、平成20年5月に発効した「障害者の権利に関する条約（仮称）」の締結に向けて作業を進めています。その一環として、平成23年8月に障害者基本法の改正が行われ、新たに「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という目的が明示されました。

また、平成18年4月に施行された障害者自立支援法は、障がいのある人が受けるサービスの利用料を原則として1割負担としていますが、現在、障害者総合支援法（仮称）の制定に向けた検討が進んでおり、平成25年度中には、障がいのある人に関わる新たな法体系が整備される予定です。

愛知県においては、平成23年6月に「あいち健康福祉ビジョン」を策定し、「ともに支え合う安心・健やかで幸せなあいち～『あいち健幸社会』の実現」を基本理念として、長期的な福祉の進むべき方向を定めて、障がい者施策を推進しています。

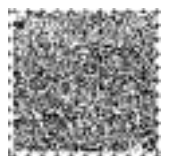
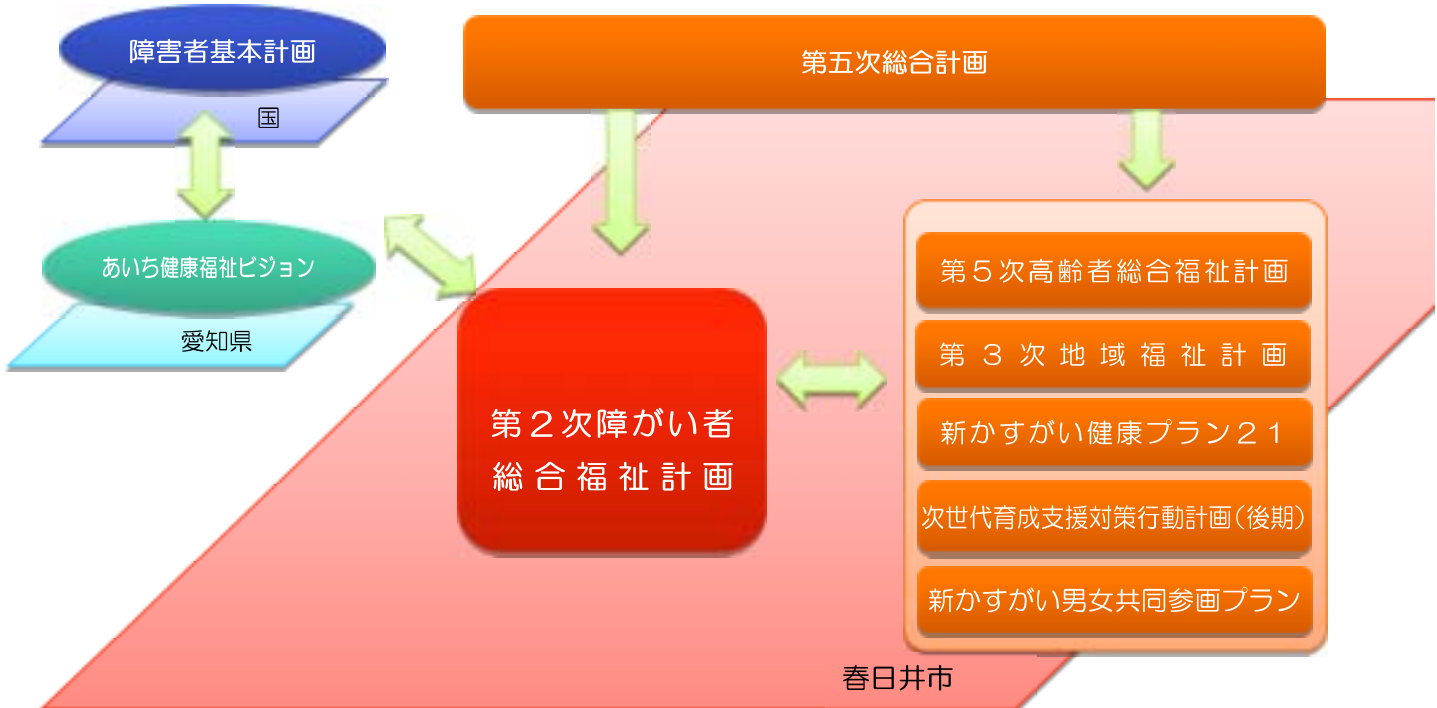
本市では、平成23年8月から施行された改正後の障害者基本法、平成24年4月から本格的に施行される改正後の障害者自立支援法と児童福祉法を踏まえ、障がいのある人の人数の増加や行政に対する福祉ニーズの多様化、大規模災害時における障がいのある人への支援の課題等に対応し、長期的視点から総合的かつ計画的に障がい者福祉に関する施策を推進するため、「第2次春日井市障がい者総合福祉計画」を策定します。





計画の性格

- 1 この計画は、本市の障がい者福祉に関する様々な施策について、長期的視点から総合的かつ計画的に推進することを目的として、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に定める市町村障害者計画と、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項に定める市町村障害福祉計画を一体的に策定するものです。
- 2 この計画は、第五次春日井市総合計画を上位計画とし、他の関連する計画と整合を図っています。
- 3 この計画は、国の「障害者基本計画」及び愛知県の「あいち健康福祉ビジョン」と整合を図っています。





計画の対象

この計画は、市民、市内の企業（事業所）、行政機関などすべての個人及び団体を対象とします。また、「障がいのある人」とは「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの



計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3か年とします。なお、計画期間が平成25年度までとなっていた障がい者計画は、平成24年度からこの計画が継承しています。

